

入退会手続と会費等に関する規程

日本自殺総合対策学会定款第7条、第8条及び第10条に基づき、入退会の手続と会費等に関する規程を定める。

(目的)

第1条 本規程は、定款第7条、第8条及び第10条に規定する入退会の手続と会費等の具体的な細目を定めることを目的とする。

(入会手続)

第2条 本会の会員になろうとする者（以下、「入会希望者」という。）は、本会事務局を通じて所定の入会申込書の用紙（電子ファイルを含む。）を受領し、所定事項を記入のうえ、本会事務局に提出（電子ファイルの送信を含む。）するものとする。なお、学生会員になろうとする者は、学生の身分を示した上で、申し込むこととする。

2 前項の入会申込書が提出された場合、理事長は、理事会に、入会の可否について具申するものとする。

3 前項の具申がなされた場合、理事会は、2週間以内に入会の可否について審議し、特段の問題がない限り、入会を認めるものとする。

4 前項の理事会の審議が終了した後、入会の可否を速やかに入会希望者に通知するものとする。

5 入会が認められた場合、入会希望者は、原則理事会の決議のなされた日から本会会員の身分を取得するものとし、入会の日属する年度の会費の全額を速やかに納付しなければならない。ただし、本人からの申出により、入会の日を翌事業年度の開始日とすることができる。

(会費)

第3条 本会の会費の金額は、理事会の議を経て、理事長が定めるものとする。

2 本規程の制定時の翌年度の入会金及び会費は次のとおりとする。

(1) 普通会員 入会金 0円 会費 年額金3000円

(2) 法人会員 入会金 0円 会費 年額一口金10000円

なお、法人会員は、上記の会費を納めることにより、当該法人会員の構成員または役職員を一口あたり3名まで、定款第9条1項に定める会員の権利（ただし、定款第18条に定める議決権については法人会員1名につき1議決権とする。）を行使させることができる。なお、法人会員は、総会、大会等に参加する場合、参加する当該法人会員の構成員または役職員について役職と氏名についてあらかじめ報告するものとする。

(3) 学生会員 入会金 0円 会費 年額金1000円

なお、学生会員が年度の途中で学生の身分を喪失した場合、当該会員は、当然に普通

会員の身分を取得するものとするが、当該年度の会費については、普通会员と学生会員の差額を納付する必要はないものとする。

(会費等の納入期限)

第4条 本会の会費は、原則として、事務局から請求があった日の翌月末日までに納付するものとする。

(資料提供サービスとそれに伴う大会等への参加)

第5条 有効な自殺対策並びに自殺対策に資する研究及び調査についての情報の入手や自殺対策に関する実務活動や研究活動との連携・協力を希望する個人又は自治体その他の団体は、本会に入会することなく、本会の開催する自殺対策に関する年1回の大会や随時開催される講演会又は研究会等で使用された資料について、その都度有償でその提供を受けることができる。

2 前項の資料の提供を申し込んだ者（以下「申込者」という。）は、当該資料に関わる大会、講演会又は研究会等に無償で参加することができる。ただし、申込者が団体の場合、大会、講演会又は研究会等に無償で参加できる団体の構成員または役職員は1名までとし、複数名の参加を希望するときは、人数分の資料の提供の申込みをするものとする。

(退会手続)

第6条 本会から退会することを希望する会員は、適宜の方法で本会に退会を申し出ることにより、退会することができる。

2 本会の会員が事業年度の途中で退会した場合でも、納付済みの当該年度の会費は返還しない。

(附則)

1 本規程は、2024年2月26日より施行する。